

平成 24 年度 第 1 回愛知目標達成のための侵略的外来種リスト
作成会議（11 月 27 日開催）においての
特に検討が必要な意見と対応案

意見	事務局見解（対応案）	対応状況
<p><リスト作成会議の検討内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用されている外来種について、利用されていることにより選定や優先度の評価が左右されることがあってはならない。 	<p>利用されている種についても、リストへの選定と優先度の評価に当たっては侵略性のみで判断を行い、配慮が必要な点については、付加情報として提供し、注意喚起を行いたい。なお、大量に野外で利用されている、管理が困難であったり管理放棄が起きやすいなど、自然環境への逸出可能性が高いものについては選定にあたっての一つの基準として考慮する。</p>	
<p><「リスト作成の基本方針」<目的>></p> <ul style="list-style-type: none"> ・生態系等の被害に「生命・身体への被害」、「農林水産業の被害」が入っているなら明記すべき。 	<p>作成の基本方針において、生態系等への被害については、特定外来生物被害防止基本方針における「第 2 特定外来生物の選定に関する基本的な事項」の「2 被害の判定の考え方」を準用するとしており、生命・身体や農林水産業への被害も考慮する（「侵略的外来種リスト作成の基本方針」に「生命・身体への被害」、「農林水産業の被害」を追記した）。</p>	資料 3 - 1、p 1 修正
<p><「リスト作成の基本方針」<目的><基本的考え方>></p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報基盤の整備が重要。データベースの構築を目指すべき。 	<p>リスト作成にあたって収集・整理した付加情報については広く公開する。また、この情報については更新を行うことで情報基盤の充実を図ることとする。</p>	
<p><「リスト作成の基本方針」<選定の要件>></p> <ul style="list-style-type: none"> ・遺伝的交雑等については DNA 分析をしないと分からない場合もあるが、DNA についてはどのように扱うか。 ・亜種以下、例えば系統であっても明らかな知見がある場合は選定するということも考えられるのではないか。 	<p>基本的に亜種・変種までを対象とするが、生態系に影響を及ぼすものについては広く科学的知見を収集し、必要なものについては対策を外来種被害防止行動計画（仮称）において、検討・記載する。</p>	

意見	事務局見解（対応案）	対応状況
<p><「リスト作成の基本方針」<選定の要件>></p> <p>・「別の遺伝的形質を有する同種の個体」という表現はわかりにくい。無制限な生物の移動を避けるべきという点を明確に記述すべき。</p>	<p>指摘部分については、中央環境審議会 で審議されまとめられた「外来生物法の施行状況等を踏まえた今後講ずべき必要な措置」での記述を踏まえており、原案のままとしたい。（なお、「形質」の意味は「生物学事典」（東京化学同人）で次の通り定義されている。「個体がつあまり変わることはない特性や反応および行動形式など、個を特徴づける形態的・生理的な性質の総称。染色体 DNA の塩基配列によってほぼ規定される。必ずしもその個体で表現型として発現されるものとは限らず、潜在的なものを含む。」）また、外来種被害防止行動計画（仮称）において、遺伝的攪乱につながる生物の移動についての考え方について整理・記述することとしており、その旨を明記。</p>	<p>資料 3 - 1、p 3 に一部修正</p>
<p><「リスト作成の基本方針」<選定の要件>></p> <p>・対象を拡大しているにも関わらず、「導入時期によらず外来種として知見があるものに限定する」との表現は不適當。</p>	<p>「導入時期に関わらず、外来種との知見があるものを対象とする」と修正する</p>	<p>資料 3 - 1、p 2 修正</p>
<p><「リスト作成の基本方針」<選定の要件>></p> <p>・侵略的外来種リストの背景情報として、既知の情報だけでもいいので、定着種のリストがまず必要ではないか。</p>	<p>定着しているかどうかの判断は難しい場合もあると考えているが、候補種リストの整備においては幅広く情報を収集し、基礎となるリストの作成を行うものとする。</p>	
<p><「リスト作成の基本方針」<選定の要件> 2 . 選定の基準 ></p> <p>・生態系被害の種類の中に「感染症の伝播」という要因も含めておき、寄主の側の生物にも注意できるようにしておいたほうが良いのではないか。</p>	<p>生物多様性に大きな被害を与える外来の感染症については「感染症・寄生生物」のカテゴリにおいて整理を行う。また、リスト掲載種の外来生物が感染症の伝播を行う場合は、寄主側の付加情報としても合わせて情報を提供する。</p>	

意見	事務局見解（対応案）	対応状況
<p><「リスト作成の基本方針」<選定の要件>、「掲載種選定の手順」></p> <ul style="list-style-type: none"> ・どのような生態系で問題となっているのかということや、定着の程度を考慮しないとリストアップできないのではないか。 	<p>どのような生態系で問題になっているかについては、リスト作成の段階では備考として整理を行い、公表の際には付加情報として情報提供するとともに、現時点で影響が懸念される主な生態系ごとにグループ分けして表示することも検討する。定着の程度については、候補種リストを作成する際に都道府県（あるいは市町村）レベルでの情報をできる限り整理し、カテゴリ区分の決定や対策優先種の選定に活用する。</p>	<p>資料3 - 1（p 8）資料6において環境の分類案を記載</p>
<p><「リスト作成の基本方針」<選定の要件>、「掲載種選定の手順」></p> <ul style="list-style-type: none"> ・魚類に関しては、長年放流を実施していても、定着しないものがあり、そのような情報は活用すべき。 	<p>魚類については放流、植物については栽培等の利用の有無と定着の有無に関する情報についても可能な範囲で収集する。</p>	
<p><「リスト作成の基本方針」<付加情報の整備></p> <ul style="list-style-type: none"> ・見直し、追加についてはモニタリング体制の構築が必要である。 	<p>重要な種については、地方公共団体や専門家から情報収集する仕組みを作る等、実施方法を検討することとし、この旨を追記。</p>	<p>資料3 - 1、p 8</p>
<p><「リスト作成の基本方針」<付加情報の整備></p> <ul style="list-style-type: none"> ・外来種の状況は変化しており、緊急性の高いものは迅速に追加できる仕組みを検討してほしい。 	<p>必要性があるものは緊急に専門家会合を開いて特定外来生物の指定に対応することも現行制度でも可能。侵略的外来種リストは法律で規制するものではなく、臨機応変に会議を開催し、追加することも考えたい。</p>	
<p><「リスト作成の基本方針」<付加情報の整備></p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用されている種については、利用関係者に理解してもらえよう丁寧な説明が必要で、付加情報が重要となるだろう。 	<p>現状では代替物がない等のやむを得ない理由で利用されているものについては、利用時の注意喚起や代替物や手法の開発促進もしていけるよう、選定したものについては付加情報を充実させ、公表にあたってこうした情報に着目してもらえよう工夫する。検討が進んだ段階で、効果的な公表方法等についても検討する。</p>	

意見	事務局見解（対応案）	対応状況
<p><カテゴリ区分></p> <ul style="list-style-type: none"> ・小笠原・南西諸島が別カテゴリになっているが、この並びでは異質である。 ・小笠原・南西諸島だけでなく、他の島嶼についても記入できないか。伊豆諸島等も生物地理学的に重要である。 	<p>小笠原・南西諸島は地史的な背景や生物地理学的な位置づけからも特有かつ外来種の影響に対して特に脆弱な生態系であるため、小笠原・南西諸島において深刻な影響を及ぼす種については、全国スケールの定着段階と対応目標による区分とは別にまとめて整理することとする。また、付加情報として影響を及ぼす地域の情報は記載するものとするが、特に島嶼生態系や生物地理学的に特筆される生態系で影響を及ぼす場合はその情報も記載する。なお、公表に際しては、影響が懸念される地域等によりグループ分けして表示することも検討する。</p>	<p>資料3 - 1 (p 4 ~ 6) 3 - 2、3 - 3</p>
<p><カテゴリ区分></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ハビタットについては十分議論ができていないが、地域の自然として守るべきはどのような場所かということを議論していけるとよい。 	<p>ハビタットについては付加情報として整理し公表することを考えている。どのようなハビタットの分類で示すか等は、会議で検討を行う。</p>	<p>資料3 - 1 (p 8) 資料6においてハビタットの分類案を記載</p>